４　「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報（その提供方法を含む。）について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合にあつては、その旨を併せて記載すること。

５　「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか（項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法）を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行つている場合には、その実施時期及び実施方法の概要についても記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第15の３（第22条の２の11の２第２項関係）

［略］

電気通信事業法第26条の５第２項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	

［注１～６　略］

様式第16（第22条の11関係）

禁止行為等規定遵守措置等報告書

［略］

電気通信事業法第31条第10項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

［注略］

様式第18の５（第25条の５関係）

［略］

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から34までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

［２～５　略］

様式第15の３（第22条の２の11第２項関係）

［同左］

電気通信事業法第26条の４第２項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	

［注１～６　同左］

様式第16（第22条の８関係）

禁止行為等規定遵守措置等報告書

［同左］

電気通信事業法第31条第８項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

［注同左］

様式第18の５（第25条の５関係）

［同左］

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

［２～５　同左］